



2015年度 国際法務研修基礎セミナー

「民法改正の概要と契約実務への影響」

— 法務従事者に必須の法律知識 —

主催：一般社団法人GBL研究所 後援：Business Law Journal

民法債権編についての120年ぶりの大改正が大詰めを迎えました。施行は、2018年頃になると見込まれますが、今回の改正は、約款、法定金利、契約の解除、債権譲渡、相殺、保証、売買など、企業の契約実務への影響が大きく、早い段階からの準備が望まれます。本講座では、民法改正の要点をわかりやすく説明し、それを受けて企業でどのような対応や注意が必要になるかについて具体例を示しつつ解説します。企業の法務担当者はもとより、知財担当者、経理担当者、営業担当者にもお勧めのセミナーです。

■開催日

2015年9月17日(木) 19:00~21:00
本セミナーは単発で開催するものです。

■会場

きゅりあん セミナー会場 (右下地図参照)
〒140-0011 東京都品川区東大井 5-18-1
JR 京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅から徒歩1分



■講師

遠藤 元一 (弁護士 東京霞ヶ関法律事務所)

■受講料

1回あたり：10,000円 (資料代含む・消費税込み)

■定員

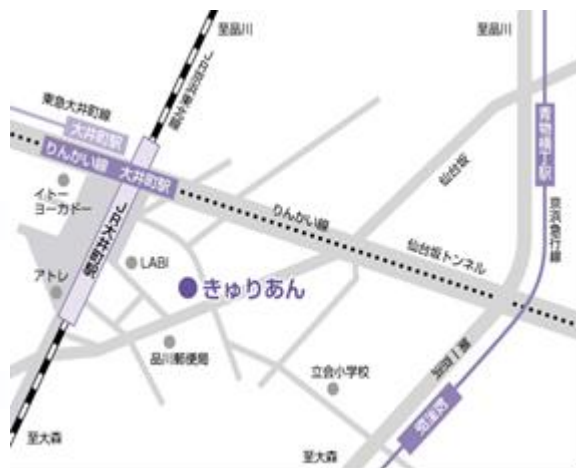
14名 (先着順) 定員になり次第、締切らせていただきます。

お申し込み方法

メール order@gbli.or.jp にてセミナーの受講をお申し込みください。お申し込みの確認が出来次第、請求書をお送りいたします。

お問い合わせ先

GBLI 一般社団法人 GBL研究所
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-9 DIK 麹町 805
電話：03-5213-4454
<http://www.gbli.or.jp/> E-mail：info@gbli.or.jp





民法改正の概要と契約実務への影響

■セミナー概要

- I 契約の成立の局面に関わる改正
 - ・ 錯誤
 - ・ 定型約款
- II 契約の履行の局面に関わる改正
 - ・ 法定利率
 - ・ 債務不履行による損害賠償
- III 契約の終了の局面に関わる改正
 - ・ 契約の解除
 - ・ 消滅時効
- IV 債権の保全の局面に関わる改正
 - ・ 債権譲渡
 - ・ 相殺
 - ・ 保証
- IV 典型契約の改正
 - ・ 売買

その他開講予定セミナーの紹介

【各コースとも開催日時は木曜日/19:00~21:00】

コースB「国際契約の基礎」講座

- 入門コース：国際契約（英文契約）に取り組む初歩的な知識の提供（全3回）9月3日、9月10日、9月24日。
- 基礎コース（全13回）国際契約に従事する方に、国際契約の基本的な条項の意味合いを解説し、企業が締結する主要な契約について実践的なドラフトを織り交ぜた研修により、国際契約書の検討・作成という能力を育成することを目的としています。10月1日、10月8日、10月15日、10月29日、11月5日、11月12日、11月19日、11月26日、12月17日、2016年1月7日、1月21日、1月28日、2月4日。

コースC「国際契約の中級」講座

- 「英文契約のリーディング」10月22日
- 「英文契約の交渉」11月26日
- 「英文契約のドラフティング」12月3日

単発セミナー「中国ビジネス法の基礎」2016年1月14日

GBL 国際法務研修基礎セミナーの目的

企業法務の担当者の中でも、とりわけ法務の担当者を育てるには長い期間を要し、大変なコストがかかります。どの会社も苦労しているのが実状ではないでしょうか。企業法務に関する長年の実務経験と実践的な研究に基づいて、GBL 法務研修基礎セミナーは、法務を担当するに必要な法律的基础を身に付けることができるように体系的に組み立てられています。

これから法務を担当しようとする方、本格的に法務に取り組みたい方、さらに法務担当の管理職や責任者として法務に関する知識を体系的に整理したい方などにとっては見逃すことのできない内容の基礎講座を提供します。

GBL 国際法務研修基礎セミナーの特徴

- 講師陣は、法務の経験豊かで、各分野に精通した研究者、弁護士、実務家であり、実務と理論の架橋 を目指します。
- 判例や事例の分析、ドラフティング演習 などを織り交ぜ、双方向の授業を行います。
- ホームワークやインターネットによる 質疑応答 の機会をつくります。
- 希望者には 到達度を認定し、全コース4分の3以上の参加者には修了の認定を行います。